

第3次消費者基本計画 基本的施策(関連事業)の実施状況について (令和元年度)

【実施評価基準】

- : 実施済み、または常時実施しているもの
- △ : 一部が未実施となったもの
- × : 実施できなかったもの
- : 申請等に応じて実施するもので、実績が無かったもの
- / : 事業を廃止・統合したもの

令和元年度実施状況調査票

様式1

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図 該当 番号	事業内容	事業実施状況(令和元年度)	
									実施 状況	実績・特記事項等
1	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	熱田	728-2111	危害・危険情報への対応	1-(1)	消費者から寄せられた危害・危険情報に対して、状況を確認し、必要に応じて事業者指導等を行う。 ※消費生活用製品安全法に基づく製品事故に関する情報を独立行政法人製品評価技術基盤機構に情報提供する。	—	該当事案なし。
2	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	熱田	728-2111	消費者安全法に基づく立入調査等	1-(1)	商品やサービスなどに関し、すきま事案における重大事故などが発生した場合、消費者安全法に基づき、事業者に対する報告徴収及び事務所などへの立入調査などを行う。	—	該当事案なし。
3	保健福祉局	保健所	食の安全推進課	坂本 和佳	622-5174	食品関係施設の監視指導	1-(1)	ホテル、旅館、食品製造施設、大型スーパーマーケットなどの食品関係施設に対して、食品衛生監視員が施設の立入検査を行い、食品の衛生的な取扱い、施設設備の衛生管理状況、食品の表示、各種記録の作成・保存等について監視指導を行う。	○	ホテル、旅館、食品製造施設、大型スーパーマーケットなどの食品関係施設に対して、食品衛生監視員が施設の立入検査を行い、食品の衛生的な取扱い、施設設備の衛生管理状況、食品の表示、各種記録の作成・保存等について監視指導を行う。
4	保健福祉局	保健所	食の安全推進課	坂本 和佳	622-5174	食品の試験検査	1-(1)	市内に流通する食品の安全性を確認するため、食品関係施設で取扱う食品について、食中毒菌、放射性物質、食品添加物、残留農薬等の除去(抜き取り)検査を行う。	○	監視指導計画に基づき、食中毒菌、放射性物質、食品添加物、残留農薬等の検査を実施した。
5	保健福祉局	保健所	食の安全推進課	木曾 慶明	622-5174	食中毒防止対策	1-(1)	食中毒菌やウイルス等による食中毒の発生を防止するため、食品関係施設に対して、食品の衛生的な取扱い、十分な加熱調理、調理従事者からの二次汚染防止等について、指導を行う。 また、食中毒予防に関するパンフレット等を市民に配布するなど、食中毒予防についての正しい知識の普及啓発を行う。	○	【ノロウイルス食中毒対策防止対策】 ・飲食店、魚介類販売施設等に指導文書を送付した。 ・関係施設等へ立ち入り指導を実施中 【カンピロバクター食中毒対策】 ・飲食店等4,578施設に指導文書を送付した。 ・493施設に立ち入り指導を実施した。 【アニサキスによる食中毒防止対策】 保健所ホームページに生食用魚介類の表示について掲載し、生食用ではない鮮魚介類は加熱調理するよう注意喚起を行った。

令和元年度実施状況調査票

様式1

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和元年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
6	保健福祉局	保健所	環境衛生課	斎藤 恵一	622-5165	環境衛生等関係施設対策	1-(1)	理・美容所、クリーニング所、旅館・ホテル、公衆浴場、興行場など営業施設のほか、遊泳用プールや飲料水施設等の衛生水準の維持・向上及び営業者による自主管理の推進を図る。	○	立入件数 環境衛生営業等施設… 1739件 無許可営業施設… 38件 建築物衛生法関係施設… 248件 飲料水関係施設… 298件
7	保健福祉局	保健所	環境衛生課	清尾 崇	622-5182	家庭用品安全対策	1-(1)	「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」(昭和49年10月施行)に基づき、小売店で販売されている家庭用品の試買検査(試験目的に購入し、検査を実施)を行ない、基準に適合していることを確認し、その結果をホームページで公表する。(実施時期 5～2月)	○	検査件数 134件(違反1件)
8	保健福祉局	保健所	医療政策課薬事係	川名 賢	622-5162	医薬品医療機器等法に基づく許可等施設に対する立入検査(1)	1-(1)	ア 医薬品等一斉立入指導 医薬品等の安全確保を目的に、薬局、店舗販売業、医療機器販売業などの医薬品医療機器法に基づく許可を受けた事業者等に対し、立入指導を実施する。	○	一斉監視実施期間において、医薬品医療機器等法に基づく許可を受けた事業者等に対し立入指導を実施した。
9	保健福祉局	保健所	医療政策課薬事係	川名 賢	622-5162	医薬品医療機器等法に基づく許可等施設に対する立入検査(2)	1-(1)	イ 医薬品等業務上取扱者に対する立入指導 病院、診療所等の医薬品取扱い施設に対して、医薬品等の適正な取り扱いについて立入指導を行う。	○	病院立入検査時に、医薬品等の適正な取り扱いについて立入指導を実施した。
10	保健福祉局	保健所	医療政策課医務係	佐藤 隆幸	622-5162	医務関係施設対策に対する立入検査及び支援事業	1-(1)	病院、診療所、施術所などの許可・届出等施設に対して、従事者や医薬品、その他安全管理などについて立入検査を行う。また、医療機関の従事者を対象とした医療安全対策等に関する研修会を開催する。	○	病院、診療所への立入検査の際に、安全対策の推進について助言・指導した。また、病院、診療所の従事者を対象とした医療安全対策、院内感染対策等に関する研修会を開催し、自主管理と安全管理の推進を促した。

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和元年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
11	保健福祉局	保健所	食の安全推進課	羽田 美智子	622-5174	安全・安心な食のまち・さっぽろ推進事業	1-(1)	食の安全・安心を確保するため、食産業や観光の振興も視野に入れた総合的な食の安全・安心に関する施策を策定し、安全・安心な食のまち・さっぽろの推進を図る。	○	1 安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議の開催(2回開催) 2 札幌市食品健康危機管理シミュレーション事業の実施(1回実施) 3 さっぽろ子ども食品Gメン体験事業の実施(2回実施済) 4 さっぽろ食の安全・安心推進協定事業 協定締結数:9団体、52事業者(21年度からの累計:25団体、468事業者) 5 さっぽろ食の安全・安心市民交流事業の実施(2回実施) 6 さっぽろ食の安全・安心モニター事業の実施(モニター30名参加) 7 食のまち・さっぽろフェストの開催 「食の安全・安心」をテーマにしたイベントの開催(1月末に開催・2日間) 8 オータムフェスト2018へ出展し、安全・安心な食のまち・さっぽろ推進事業等PR事業を実施(1回実施・16日間)
12	保健福祉局	保健所	食の安全推進課	坪松 剛	622-5170	自主的な食品衛生管理の推進	1-(1)	食品業界全体の衛生レベル向上のため、国際標準の衛生管理システムであるHACCPの考え方を取り入れた施設を認証する「札幌市食品衛生管理認定制度(さっぽろHACCP)」を普及促進し、食品等事業者の衛生知識の向上及び自主的な衛生管理の推進を図る。	○	・令和元年度3月末現在、延べ331施設が認証を受けている(飲食店営業313施設・食品製造業13施設・食品販売5施設、うち新規17施設・更新256施設)。
13	保健福祉局	保健所	動物管理センター	坪松	736-6134	動物取扱業監視指導業務	1-(1)	ペットショップ、ペットホテル、動物園などの動物取扱業者に対して、立入検査を行い、適正な動物の取扱い、飼養施設の衛生管理状況、各種記録の作成・保存等について監視指導を行う。	○	164件 内訳 ・新規登録に伴う立入検査 74件 ・登録事項変更に伴う立入検査 12件 ・登録更新に伴う立入検査 58件 ・市民からの苦情に伴う立入検査 15件 ・定期監視に伴う立入検査 5件
14	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	伊藤	211-2245	子どもの製品事故防止の取組	1-(2)	子どもが被害に遭いやすい製品事故の未然防止のために、講座やイベント等において保護者に注意を呼びかけるほか、ホームページ等で情報提供を行う。また、毎年5月第4週の「子どもの事故防止週間」では、ホームページ等で情報発信を行う。	○	・子どもの事故防止週間(7月22日～28日)において、消費者センターHPやツイッター等のSNSを活用し、子どもの事故に関する情報提供を行ったほか、消費者庁が作成した関連ポスターを各区に配架依頼した。 ・10月以降、各子育てサロンや児童会館等の親子の集まる場において、子どもの事故防止に関する出張講座を38か所で実施。 ・子どもの製品事故に関する注意喚起及び消費者センターについて、札幌市営地下鉄車内(1月6日～2月4日)及びデジタルサイネージ「スノービジョン」(1月6日～1月12日)にて広告を掲出。 ・2月17日～2月25日の期間、子どもの製品事故に関する特別展示を実施。 ・2月16日に、子育て関係事業者向けに、子どもの事故防止に関する講座を実施。

令和元年度実施状況調査票

様式1

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図 該当 番号	事業内容	事業実施状況(令和元年度)	
									実施 状況	実績・特記事項等
15	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	熱田	728-2111	札幌市消費者危害情報連絡会の開催	1-(2)	製品事故について、行政団体・消費者団体などのネットワーク会議を開催して情報収集し、消費者へ速やかに情報提供する。	△	令和元年度は、当連絡会の構成員の日程調整がつかず、会議を開催しない運びとなった。そのため、当課にて収集した危害情報の事例等について、構成員との情報共有を実施した。
16	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	小川	211-2245	消費者への情報提供	1-(2)	危害の拡大及び再発の防止のため、各種検査や調査等により得た情報を必要に応じ、各種広報媒体を活用して消費者へすみやかに情報提供する。	○	危害の拡大及び再発の防止に関する事案は発生しなかったが、消費者庁や国民生活センターから提供される情報について、消費者センターHPにリンクを設定するなど、消費者への情報提供は継続して行っている。また、過去に経済産業省より危害防止命令が発動されたTDK(株)の加湿器について、TDK(株)と調整の上、リコール対象加湿器の周知をセンターHPやSNSなどで行った。
17	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	小川	211-2245	災害時における価格動向の調査や監視	1-(3)	災害時における生活関連商品の価格や需給動向の把握、市民への情報提供などを行う手順について、防災訓練等の場において災害業務マニュアルにより確認する。	○	札幌市地域防災計画の改定等に合わせて、12月に災害業務マニュアルを更新。また、1月に行われた災害対策本部訓練において、更新したマニュアルに基づいた想定対応を実施。
18	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	小川	211-2245	災害に便乗した悪質商法等について情報の発信	1-(3)	災害に便乗した悪質商法や、災害時に特有の契約トラブルによる消費者被害を未然に防止し、救済するため、悪質商法などの情報を発信するとともに、災害時の消費生活相談体制を整備する。	○	市内における災害はなかったが、災害時に備え、災害業務マニュアルを定期的に再確認するなど、災害時の消費生活相談体制について、周知徹底を図っている(災害業務マニュアルは令和元年12月に更新を行った)。
19	経済観光局	中央卸売市場	管理課	加藤	611-3111	全国の中央卸売市場及び道内の主要卸売市場との災害時相互応援協定の締結	1-(3)	全国の中央卸売市場及び道内の主要卸売市場との間で災害時の相互応援協定を締結しており、災害発生時における市民への生鮮食料品の安定供給の維持を確保する。	○	全国の中央卸売市場との協定については、40都市64市場と締結。道内の主要卸売市場との協定については、24都市31市場と締結。
20	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	熱田	728-2111	各種製品の表示に関する立入検査(1)	2-(1)	ア 家庭用品の品質表示に関する立入検査 家庭用品品質表示法(第19条第1項)に基づき、販売業者が消費者へ販売するために店舗等に陳列している家庭用品について、法に規定する適正な表示が付されているかどうかを検査する。	○	検査対象の販売店12店舗について検査を実施した。 検査品目のうち ・「帽子」は3店舗で86点 ・「エプロン及びかっぽう着」は3店舗で135点 ・「湯たんぽ」は3店舗で55点 ・「電気ジューサーミキサー、電気ジューサー及び電気ミキサー」は3店舗で88点 ・「浄水器」は3店舗で112点 ・「台所用、住宅用又は家具用の磨き剤:クレンザー」は3店舗で116点 12店舗の用品総数は592点。いずれも適正に表示されており、不適正な表示はなかった。

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和元年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
21	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	熱田	728-2111	各種製品の表示に関する立入検査(2)	2-(1)	イ 消費生活用製品(特定製品)の表示に関する立入検査 消費生活用製品安全法(第84条第1項)に基づき、販売業者が消費者へ販売するために店舗等に陳列している特定製品について、法に規定する適正な表示が付されているかどうかを検査する。	○	検査対象の販売店9店舗について検査を実施した。 検査品目のうち ・「家庭用の圧力なべ及び圧力がま」は1店舗で5点 ・「登山用ロープ」は1店舗で39点 ・「石油ストーブ」は1店舗で8点 ・「乳幼児用ベット」は1店舗で2点 ・「携帯用レーザー応用装置」は1店舗で4点 ・「ライター」は3店舗で789点 8店舗の用品総数は847点。いずれも適正に表示されており、不適正な表示はなかった。 また、1店舗で特定保守製品に関する検査を行い、説明義務及び所有者情報提供協力責務が適正に実施されていることを確認した。
22	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	熱田	728-2111	各種製品の表示に関する立入検査(3)	2-(1)	ウ 電気用品の表示に関する立入調査 電気用品安全法(第46条第1項)に基づき、販売事業者が消費者へ販売するために店舗等に陳列している電気用品について、法に規定する適正な表示が付されているかどうかを検査する。	○	検査対象店舗30店舗のうち、3店舗が店舗閉鎖により検査不可。11店舗が対象品目なし。そのため、検査が実施できたのは16店舗であった。 ・「直流電源装置」は14店舗で177機種 ・「リチウムイオン蓄電池」は7店舗で55機種 いずれも適正に表示されており、不適正な表示はなかった。
23	保健福祉局	保健所	健康企画課	松本 文恵	622-5151	食品表示法に基づく食品の表示及び広告に関する指導(1)	2-(1)	ア 健康増進法及び食品表示法に基づき、食品製造業者等に対して、適正な栄養成分表示等の相談及び指導や、健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告の適正化のための指導を行う。	○	○健康増進法第31条関係(誇大表示の禁止) 指導・相談件数 11件 ○食品表示法(栄養成分表示) 指導・相談件数 634件
24	保健福祉局	保健所	食の安全推進課	坂本 和佳	622-5174	食品表示法に基づく食品の表示及び広告に関する指導(2)	2-(1)	イ 食品添加物、アレルギー物質、期限表示などが適正に記載されているかを確認し、必要に応じて製造販売業者に対して指導を行う。	○	立入検査や収去検査により、食品の適正表示を確認した。
25	市民文化局	市民生活部	消費生活課表示検査担当係	高橋	728-2111	食品表示法に基づく食品の表示及び広告に関する指導(3)	2-(1)	ウ 原材料名や原料原産地名などの表示が適正に表示されているかについて、食品事業者に対し必要に応じた指導を行う。	○	9件(生鮮食品の産地表示誤り、加工食品の原材料表示誤り等)

令和元年度実施状況調査票

様式1

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和元年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
26	保健福祉局	保健所	医療政策課薬事係	川名 賢	622-5162	医薬品等の記載事項等に対する指導	2-(1)	医薬品等の販売業者等に対して、医薬品及び医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律第50条等に規定する直接の容器等の記載事項や同法第66条から第68条に規定する医薬品等の広告について必要な指導を行う。	○	更新検査時に薬局製造販売医薬品製造販売業者等に対し、薬局製造販売医薬品の表示を確認するとともに必要な指導を行った。 また、一斉監視時に医薬品等販売業者に対し医薬品等の記載事項、広告等について確認し、必要な指導を行った。
27	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	伊藤	211-2245	包装の安全に関する啓発	2-(2)	誤飲事故の可能性のある包装など、包装に関する安全性について、パネル展示などの啓発を行う。	○	・10月以降、各子育てサロンや児童会館等の親子の集まる場において、子どもの事故防止に関する出張講座を38か所で実施。 ・子どもの製品事故に関する特別展示を2月17日～2月25日の期間実施した。
28	環境局	環境事業部	循環型社会推進課	溝口	211-2928	容器包装簡素化に向けた取組の推進	2-(2)	事業者や市民団体とともに、容器包装の簡素化の取組や広く市民への情報発信を行う。	○	・事業者・市民団体・行政の三者協定により、事業者のレジ袋有料化による削減の取組を支援している。H30取組結果は次のとおり。 ・マイバッグ等平均持参率(H31.3月):85% ・LLサイズレジ袋に換算で1億1,264万枚を削減 ・11事業者176店舗が協定に参加している。
29	市民文化局	市民生活部	消費生活課計量検査所	田島	846-6681	計量法に基づく検査の実施	2-(3)	計量法に基づき、商店・市場・病院などが取引又は証明に使用している「はかり」の検査を行う。	○	札幌市内の事業所を、偶数年と奇数年に2分割し検査を実施している。 本年度は北、東、白石、厚別、豊平、清田区が対象区となっている。 令和元年度の検査期間は4月2日～3月31日まで 検査日数:153、検査職員数:304、検査戸数:1,590、検査台数:4,935、不合格戸数:56、不合格台数:69
30	市民文化局	市民生活部	消費生活課計量検査所	田島	846-6681	商品量目立入検査等の実施	2-(3)	商取引の盛んな中元期や年末期において、スーパーマーケットなどで販売している商品の内容量表記について検査し、適正な計量方法について指導する。	○	青果、水産品、精肉、惣菜などを自店舗で計量し、パック販売している商品について抜取検査を実施。大型量販店・百貨店・製造工場を対象として中元期及び年末期に実施している。 大型量販店・百貨店 64店舗3,840個検査 正量97.7%、超過1.0%、不足1.3% 製造工場 21事業所630個検査 正量97.1%、超過2.6%、不足0.3%

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和元年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
31	市民文化局	市民生活部	消費生活課計量検査所	田島	846-6681	特定計量器の立入検査等の実施	2-(3)	タンクローリーやガスメーターなどの特定計量器の精度・性能や法定有効期間について検査し、適正な計量器の使用について指導する。	○	灯油宅配用タンクローリー(令和元年9月4日～12日実施。対象区:白石、南、手稲区) 対象 115事業所 296台、検査 63事業所 118台、不適正0台 LPガスメーター(令和元年6月4日～14日実施。台帳検査) 対象 28事業所 器物数126,114個、不適正56個 都市ガスメーター(令和元年5月14日実施。台帳検査) 対象 1事業所(北ガス) 器物数59,688個、不適正22個 自動車等給油メーター(令和元年9月30日～10月7日実施。対象区:厚別、清田区) 検査29事業所 596個、不適正1個 水道メーター(令和2年2月19～20日実施。書類検査) 対象 1事業所(本市水道局) 器物数11,394個、不適正0個 温水メーター・積算熱量計(令和2年1月22日実施。台帳検査) 対象 1事業所(北海道地域暖房) 器物数6,983個、不適正0個
32	市民文化局	市民生活部	消費生活課計量検査所	田島	846-6681	計量啓発事業	2-(3)	毎年11月の「計量月間」に啓発ポスターの掲示・配布を行うほか、市民との交流イベント「計量ふれあい広場」を開催するなど、計量制度に関する普及啓発を図る。	○	計量ふれあい広場 日時:令和元年10月8日 場所:駅前地下歩行空間憩いの空間 内容:①計量体験コーナー キャンディ111gつかみ取り ②計量器コーナー 計量に関するパネルの展示 ③血圧・体脂肪の測定 啓発ポスターの掲示(11/1～11/30。計109ヶ所)
33	市民文化局	市民生活部	消費生活課計量検査所	田島	846-6681	計量器の精度確認	2-(3)	家庭用計量器などについて、正確性を確認したいという申し出があった場合に、精度確認を行う。	○	一般120台、市立学校222台 計342台
34	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	佐々木	728-2111	消費生活条例等の周知徹底と取引行為の適正化	3-(1)	消費生活条例や不当取引行為基準規則について事業者へ周知徹底するとともに、不当な取引行為を行っている事業者に対し、調査を行い、必要に応じて指導等を行う。	—	不当請求事業者の認定・公表なし。
35	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	佐々木	728-2111	国・北海道・北海道警察との連携	3-(1)	国、北海道、北海道警察と連携し、悪質商法などに関する情報を共有することで、消費者被害に関する広域的な取組や悪質事業者に対する指導の強化を図る。	○	「消費者被害防止対策連絡会議」(北海道主催)が8月に開催され、北海道、北海道警察、北海道経済産業局、北海道立消費生活センターと情報交換を行った。

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和元年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
36	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	佐々木	728-2111	消費生活条例等の周知徹底と違反事業者への対応強化	3-(1)	消費生活条例や不当取引行為基準規則について事業者へ周知徹底するとともに、違反事業者に対する指導などを強化する。	○	口頭指導59件(解約料についての説明不足や与信契約に係る加盟店管理の徹底等)
37	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	佐々木	728-2111	取引行為の是正に向けた事業者団体等との連携	3-(1)	事業者に対する消費者との取引行為の是正を求めるため、消費者から寄せられる相談などについて事業者団体と情報共有を行う。	○	・令和2年1月に消費者相談窓口懇談会を開催。住宅関連の事業者4団体及び札幌消費者協会相談室が出席し、相談の受付状況などについて意見交換を行った。 ・北海道電気通信消費者支援連絡会①【北海道総合通信局(2019年9月)】⇒上記連絡会において、「札幌市不当な取引行為に該当する行為の基準を定める規則」の逐条解説を配付した。 ※2020年3月に予定していた北海道電気通信消費者支援連絡会②については、新型コロナウイルスの影響により中止となった。
38	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	佐々木	728-2111	適格消費者団体との連携	3-(1)	消費者被害の防止、救済を図るため、差止請求訴訟などを行う適格消費者団体と協定を結び、消費者センターに寄せられた相談情報の共有などを行う。	○	差止請求訴訟などを行う適格消費者団体(ホクネット)に対し、差止請求対象事業者に係る消費生活相談情報の提供を行った。
39	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	田畑	211-2245	高齢者、障がい者、関係機関等に対する情報提供	3-(2)	高齢者、障がい者、関係機関などに対し、高齢者や障がい者を狙った悪質商法などについて、電子メールなどにより迅速に情報提供するほか、出前講座を通じて啓発を図る。	○	・「みまもり通信」(月1回発行)及びネットワーク事業を通じて受付した相談事例の一部を、電子メールで送信している(送信先は、地域包括支援センター、相談支援事業所等の高齢及び障がい福祉機関など)。 ・みまもり通信を南区の民生委員児童委員協議会に紙ベースで配送し、民生委員の訪問活動の際に注意喚起のチラシとして活用してもらった。 ・消費生活推進員によるミニ講座を88回(2,124人)実施した。 ・地域活動団体向け研修を6回(194人)実施した。
40	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	小川・伊藤・田畑・谷村	211-2245	各教育機関との連携	3-(2)	各教育機関と連携し、若年者の被害情報などを提供するとともに、消費者センターをはじめとした相談窓口の周知を行う。	○	・市内の各学校(小・中・高等学校、大学・専門学校、養護学校)からの依頼により、講師を派遣し、各種講座を実施し、若年者の消費者被害などについても啓発を行った(44回、2,162人) ・7月に、高校生向けの教材「クロスガキ～若者の消費生活トラブル回避のための～自己防衛ハンドブック」等を市内の各高校へ送付した。 ・8月に、成年年齢引き下げに備え、社会への扉を使用した、市内の高校教員向けの実践講座を開催(5人参加)。 ・9月に、市内の全小学校、中学校特別学級、特別支援学校に、消費者センターや消費者ホットラインを周知するためのスマホ型カードを、学校を通じて生徒に配布した。 ・10月に、市内の全中学校、高校、大学等に、消費者センターパンフレットを配布した。 ・1月に、小・中の学校教員等、消費者教育に携わる者を対象とした消費者教育講座を開催(26人参加)。 ・2月に、保育所や幼稚園などの子育て関係事業者向けに、子どもの事故防止に関する講座を開催(72人参加)。

令和元年度実施状況調査票

様式1

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和元年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
41	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	伊藤	211-2245	各種媒体を活用した悪質事業者等に関する速やかな情報提供	3-(2)	ホームページやSNSを活用するほか、報道機関などと連携し、悪質事業者やその手口について、消費者へ速やかに情報提供する。	○	札幌市消費者センターのHP、札幌市公式HPの消費生活のページ、ツイッター等のSNSにて、適宜情報提供しており、報道機関向けには別途プレスリリースをしている。 1月と3月に、地下鉄掲示板へ、悪質商法に関するオリジナルポスターを掲示。
42	経済観光局	中央卸売市場	管理課	加藤	611-3111	中央卸売市場施設の維持管理	4-(1)	水産棟、青果棟等の市場施設の維持管理を図り、安全・安心な生鮮食料品の安定的かつ円滑な流通に努める。	○	施設の維持管理に努めている。
43	経済観光局	中央卸売市場	経営支援課	柿崎	611-3114	卸売業務の監督指導	4-(1)	市場で行われる卸売業務について、卸売市場法、札幌市中央卸売市場業務規程等の関係法令に基づく監督指導を行うことにより、取引と品質管理の適正化を図り、安全・安心な生鮮食料品の安定的かつ円滑な流通に努める。	○	継続して監督・指導を行っている。
44	経済観光局	産業振興部	商業・経営支援担当課	寺前	211-2372	商店街に対する融資	4-(1)	商店街の活性化に資する事業に取り組む中小企業者等を対象に融資することで、事業活動の促進を図り、地域経済を活性化する。	○	【新規融資実績】 (事業革新支援資金の内、商店街の活性化に資する事業を資金使途とする融資) 2件19,000千円
45	経済観光局	産業振興部	商業・経営支援担当課	坂本	211-2372	小売商業近代化の促進	4-(1)	札幌市商業近代化推進協議会が行う、地域社会との密接な関わりの中で商店街を中心とする街づくりの取組や、街づくりに向けて政策展開を指導させるための事業活動、各種の調査・開発・研究等の事業の推進を図る。	○	令和元年度負担金 750千円 商店街加盟店のキャッシュレス対応の促進を図るため、北海道商店街振興組合連合会と連携した「キャッシュレス対応推進フェア」の開催や、キャッシュレス機器導入に関心を持つ個店への専門家派遣を実施。
46	経済観光局	産業振興部	商業・経営支援担当課	坂本	211-2372	組織化・商店街環境整備施設の推進	4-(1)	商店街振興組合法に基づく市内唯一の指導機関として、市内の会員商店街を指導・助言する等の社会的役割を担っている札幌市商店街振興組合連合会の事業の経費の一部を補助する。	○	令和元年度交付決定額 13,550千円

令和元年度実施状況調査票

様式1

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和元年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
47	経済観光局	産業振興部	商業・経営支援担当課	村田	211-2372	地域商店街支援事業	4-(1)	魅力ある商業地の創出のために、商店街等が取り組む事業を支援する。 【にぎわいづくり型】商店街等がにぎわいを創出するために取り組むイベント事業を支援する。 【地域課題解決型】商店街等が自ら考える地域課題の解決を通じた商店街活性化に取り組む事業を支援する。 【ファシリテーター派遣】ファシリテーターを派遣し、各商店街の特性を生かした企画づくりを支援する。	○	令和元年度交付決定額等 【にぎわいづくり型】 45件 8,068千円 【地域課題解決型】 9件 12,144千円 【専門家派遣】 1件 1,100千円 ファシリテーター派遣に代わり、商店街の特徴づけや個店の改善指導を両立しうる専門家による、ワークショップの運営支援を実施。
48	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	熱田	728-2111	石油製品小売価格に関する調査及び情報提供	4-(2)	市民にとって重要な生活関連商品である石油製品価格について、毎月2回、市内の小売店を対象に聞き取り調査を行い、その調査結果について情報提供を行う。	○	毎月2回(10日と25日)、小売店に対して電話にて聞き取り調査を実施した。 調査対象は、市内の燃料小売店60店及びガソリンスタンド60店(フルサービス40点、セルフサービス20店舗)の計120店舗。 対象品目は、4油種(灯油、レギュラーガソリン、軽油、プロパンガス)、10品目。
49	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	熱田	728-2111	年末年始主要食料品・石油製品等に係る懇談会の開催	4-(2)	年末年始や冬期間に需要が増大する主要食料品や石油製品などについて、関係業界団体などとの懇談会を開催し、需給や価格の動向見通しに関する情報収集を行う。また、収集した情報消費者へ提供するとともに、必要に応じて供給の確保、価格の安定について業界団体などに対して要請を行う。	○	11月28日に「令和元年度生活関連商品価格動向懇談会」を開催し、業界団体等(当日の出席は5団体。関係行政機関として、本市経済観光局中央卸売市場経営支援課から1名が出席)と年末年始における生活関連商品の需給動向及び価格見通し等について情報交換を行い、収集した情報について消費者への情報提供を行った。
50	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	熱田	728-2111	生活関連商品小売価格に関する調査及び情報提供	4-(2)	市民生活に関わりの深い生活関連商品の価格や需給状況について、毎月市内の小売店に調査を行い、その調査結果について情報提供を行う。	○	生鮮食料品・日用品などの生活関連商品について、「価格調査モニター」による店頭調査を毎月月上旬に実施した。 調査店舗は、市内のスーパーや小売店等、30店舗。 対象品目は、34品目(6品目群)。
51	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	佐々木	728-2111	消費生活相談事業	5-(1)	消費者センターにおいて、来訪、電話、インターネットにより、消費者からの苦情相談に対応する。また、消費者庁及び国民生活センターと全国の消費生活センターを結ぶ全国消費生活情報ネットワーク(PIO-NET)に参加し、広域的、全国的な消費生活相談に対応する。	○	2019年4月～2020年3月までの相談件数:11,802件 うち来訪1,553件、電話10,065件、文書184件となっている。
52	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	佐藤(隆)	728-2111	相談環境の充実	5-(1)	インターネット相談の周知や充実を図るとともに、土・日曜日などに相談可能な窓口を確保する。	○	札幌市として土日相談を受けることが困難なことから、ホームページ上で国民生活センターなど、土日相談が可能な相談窓口の紹介を行っている。 令和元年度インターネット相談:182件

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和元年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
53	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	小川・伊藤・田畑・谷村	211-2245	消費者ホットライン「188」の認知度向上のための取組の推進	5-(1)	消費生活相談窓口の電話の混雑時や、土日曜日に相談可能な窓口への円滑な誘導のため、消費者ホットライン「188」の周知を進める。	○	<ul style="list-style-type: none"> 5月に、消費者センター及び消費者ホットラインを周知するため、センターパンフレットを各区役所等に配架依頼した他、他部局を通じて、ローソン1店舗と北洋銀行2店舗にも配架を行った。 8月に、社協・地域包括・介護予防センター等へセンターパンフレット配布。 8月に、広報部のツイッターにて、消費者センターや消費者ホットラインについての広報動画を掲載。 8月に、消費者ホットラインを含む、各種相談窓口の連絡先をまとめた一覧シートを更新し、各区役所や関係機関に配布。 9月に、市内の全小学校、中学校特別学級、特別支援学校に、消費者センター消費生活相談室や消費者ホットラインを周知するためのスマホ型カードを、学校を通じて生徒に配布。 10月に、市内の全中学校、高校、大学等に、センターパンフレットを配布。 1月に、札幌市営地下鉄車内及びデジタルサイネージ「スノービジョン」にて、子どもの事故の注意喚起と併せて、消費者センター及び消費者ホットラインについて広告を掲出。 1月と3月に、地下鉄掲示板へ、悪質商法に関する注意喚起と併せて、消費者センター及び消費者ホットラインについてのオリジナルポスターを掲示。 その他、SNS等にて、適宜、188周知のための情報発信を行っている。
54	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係・調査指導係	小川、谷村、佐藤(隆)	211-2245	相談員の資質向上	5-(1)	複雑な相談に関し、相談員が弁護士などの専門家から助言を受ける機会を確保する。また、国民生活センターが実施する遠隔地研修への協力を行うことなどにより、相談員の研修参加機会の確保を図る。	○	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談弁護士派遣業務：38回(4月～8月：月2回、9月～3月：月4回) 6名の相談員を(独)国民生活センター等が開催する研修に派遣している。 また、派遣した相談員から他の相談員への情報共有を図るため、派遣相談員による内部研修をそれぞれ実施予定。 令和元年6月27～28日にかけて、(独)国民生活センターと北海道との共催により、消費生活相談員研修を開催した(市センター受講者16名)。
55	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	佐々木	728-2111	消費者苦情処理部会の運営	5-(1)	消費者から受けた苦情を円滑に解決する必要がある場合、消費者苦情処理部会において苦情のあっせん又は調停を行う。	—	苦情処理部会への付託事案なし。
56	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	佐々木	728-2111	事業者や事業者団体における相談窓口との連携等	5-(1)	消費者に対する相談窓口のある事業者や事業者団体と、情報共有や意見交換を行う機会を設け、相談窓口相互間の連携を強化する。	○	令和2年1月に消費者相談窓口懇談会を開催。住宅関連の事業者4団体及び札幌消費者協会相談室が出席し、相談の受付状況などについて意見交換を行った。【再掲】
57	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	小川	211-2245	裁判外紛争手続(ADR)機関との連携	5-(1)	消費者被害救済の選択肢を増やすため、裁判外紛争手続(ADR)を行う関係機関の活動について消費者へ周知するとともに、さらなる連携のあり方について検討する。	○	<ul style="list-style-type: none"> 消費者センターのHP等において、裁判外紛争手続(ADR)の機能を持つ、国民生活センターや各種相談窓口について情報提供を行っているほか、消費者センターへのパンフレット配架による周知を行っている。 10月25日に、金融商品のあっせん等も行っている日本証券業協会の北海道地区協会と共催(他に一般社団法人札幌銀行協会や道警なども参加)で、札幌駅改札口付近において、特殊詐欺防止のための街頭啓発を実施。

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和元年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
58	総務局	広報部	市民の声を聞く課	井川	211-2045	市政外相談事業	5-(1)	日常生活上のさまざまな問題を解決することにより、市民生活の安定に寄与することを目的として実施。消費生活に関する相談は、弁護士による法律相談において、助言・アドバイス等の対応を行う。	○	・本庁1階市民の声を聞く課及び各区役所にて相談を実施 ・令和元年度 7,740件(うち法律相談 2,889件)
59	保健福祉局	高齢保健福祉部	介護保険課	小玉	211-2547	地域包括支援センター・介護予防センターにおける高齢者の総合相談支援	5-(1)	地域包括支援センター及び介護予防センターは、地域における初期相談の場として、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続するため、どのような支援が必要かを幅広く把握し、適切なサービス、関係機関又は制度の利用につなげていく等の支援を行う。	○	訪問、電話、面接等により、高齢者の相談を幅広く受け、適切なサービス、関係機関又は制度の利用につなげていく等の支援を実施。
60	保健福祉局	高齢保健福祉部	介護保険課	小玉	211-2547	地域包括支援センターにおける権利擁護業務(高齢者の成年後見制度に関する相談・利用支援、消費者被害防止に関する普及・啓発、関係機関との連携・協力)	5-(1)	地域包括支援センターは、地域の高齢者の総合相談支援を行う中で把握した、権利擁護に関し支援が必要な高齢者について、その状況に応じ、札幌市社会福祉協議会が行う権利擁護事業や成年後見制度の利用に向けた情報の収集、家族・関係者等との調整などの利用支援を行う。また、高齢者の消費者被害防止のために、これらに関する情報の把握と防止に向けて必要な知識の普及・啓発、消費者センターなどの関係機関との連携・協力を行う。	○	・訪問、電話、面接等により、消費者被害を含む権利擁護に関する相談を受け、必要時に消費者センターや警察への相談を実施。また所管課に連絡し、他センター等との情報共有を実施。 ・介護予防センターとの連携等により、消費者被害防止等の普及啓発活動を地域で実施。
61	保健福祉局	保健所	食の安全推進課	坂本 和佳	622-5174	食品衛生関係市民相談への対応	5-(1)	市民などから寄せられる食品衛生関係の苦情・相談に対応し、必要に応じて調査や指導を行う。	○	市民などから寄せられる苦情・相談に対し、必要に応じて調査や指導を行った。
62	保健福祉局	保健所	環境衛生課	斎藤 憲一	622-5165	環境衛生関係市民相談への対応	5-(1)	市民などから寄せられる環境衛生関係の相談に対応し、必要に応じて調査や指導を行う。	○	相談件数 ねずみ・昆虫等 1112件 室内環境 70件 その他 953件

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和元年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
63	保健福祉局	保健所	動物管理センター	坪松	736-6134	動物取扱業に関する市民相談への対応	5-(1)	市民などから寄せられる動物取扱業に関する相談に対応し、必要に応じて調査や指導を行う。	○	39件 内訳(複数選択あり) ・鳴き声 1件 ・施設の不衛生 13件 ・動物の不衛生 6件 ・店員等の対応 1件 ・病気の動物を展示・販売 4件 ・虐待疑い 5件 ・その他 15件
64	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	田畑	211-2245	消費者被害防止ネットワーク事業(1)	5-(2)	地域に配置した消費生活推進員が、高齢者及び障がい者関連の福祉機関や民生委員、町内会、警察などと連携し、高齢者及び障がい者の消費者被害の未然防止、早期発見・救済、拡大防止を図るため、以下の活動を行う。 ア 高齢者、障害者及び関係機関に対し、高齢者や障がい者を狙った悪質商法などについて、電子メールなどにより迅速に情報提供するほか、出前講座を通じて、啓発を図る。	○	・「みまもり通信」(月1回発行)及びネットワーク事業を通じて受付した相談事例の一部を、電子メールで送信している(送信先は、地域包括支援センター、相談支援事業所等の高齢及び障がい福祉機関など)。 ・みまもり通信を南区の民生委員児童委員協議会に紙ベースで配送し、民生委員の訪問活動の際に注意喚起のチラシとして活用してもらった。 ・消費生活推進員によるミニ講座を88回(2,124人)実施した。 ・地域活動団体向け研修を6回(194人)実施した。 【再掲】
65	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	田畑	211-2245	消費者被害防止ネットワーク事業(2)	5-(2)	地域に配置した消費生活推進員が、高齢者及び障がい者関連の福祉機関や民生委員、町内会、警察などと連携し、高齢者及び障がい者の消費者被害の未然防止、早期発見・救済、拡大防止を図るため、以下の活動を行う。 イ 消費生活相談室と連携し、高齢者及び障がい者の消費者トラブルについて関係機関及び関係者からの相談を受け付け、必要に応じて実態調査を行う。	○	ネットワーク事務局において、随時相談を受付している(相談件数55件、うち実態調査案件はなし)。
66	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	田畑	211-2245	消費者被害防止ネットワーク事業(3)	5-(2)	地域に配置した消費生活推進員が、高齢者及び障がい者関連の福祉機関や民生委員、町内会、警察などと連携し、高齢者及び障がい者の消費者被害の未然防止、早期発見・救済、拡大防止を図るため、以下の活動を行う。 ウ 地域包括支援センター等の関係機関が開催する会議への出席や、情報交換会の開催により、関係機関との連携を強化する。	○	情報交換会等9回(白石区地域包括支援センター:3回、豊平・南区地域包括支援センター:1回、中央区地域包括支援センター:2回、北区地域包括支援センター:1回、東区地域包括支援センター:1回、西区地域包括支援センター・弁護士会・西警察署・ケアマネ連絡会・ヘルパー部会:1回)

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和元年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
67	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	田畑	211-2245	消費生活サポーター制度	5-(2)	地域の高齢者や障がい者等の消費者トラブルの未然防止等のための見守りとして、企業、各種団体、個人を「札幌市消費生活サポーター」として登録し、自主的な見守り活動や啓発活動を推進する。	○	<p>「みまもり通信」を毎月各団体・個人サポーターへ配信し、職場での掲示や研修、地域での啓発等に活用していただいている。</p> <p>また、団体サポーターとは個別に啓発活動において連携しているほか、個人サポーターについては、地域での見守り活動の参考となるように、フォローアップ研修を実施した(団体サポーター累計登録数:12、個人サポーター累計登録数累計:103人)。</p> <p>■活動例(団体サポーター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月に、北海道立消費生活センターと共催した地下歩行空間での街頭啓発において、(株)ダスキンクリーン・ケア営業本部北海道地域本部が作成した啓発物を展示。 ・6月に、札幌市老人クラブ連合会と、「消費生活・見守りサポーター養成講座」を共同で開催。 ・9月に、札幌保健医療大学にて、SMBCコンシューマーファイナンス株式会社札幌お客様サービスプラザと共同でクレジットカードや契約に関する講座を実施。 ・1月に、北海道丘珠高等学校にて、SMBCコンシューマーファイナンス株式会社札幌お客様サービスプラザと共同で金融トラブル等に関する講座を実施。 ・日本生命保険相互会社札幌支社には、みまもり通信を紙媒体でも送付。
68	保健福祉局	総務部	総務課地域福祉推進係	渡邊	211-2932	日常生活自立支援事業	5-(2)	札幌市社会福祉協議会を実施主体として、認知症や障がいのため日常生活上の判断能力に不安のある方を対象に、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理などを支援する。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・相談件数:22,405件 ・契約件数:205件 ・生活支援員活動者数:103名 ・生活支援員活動回数:3,008回
69	保健福祉局	総務部	総務課地域福祉推進係	阪井	211-2932	福祉のまち推進事業	5-(2)	おおむね連合町内会単位に組織化されている市民による自主的な福祉活動を行う「地区福祉のまち推進センター」で、市民による支え合い活動を推進するため、ひとり暮らしの高齢者などを対象とした見守り・安否確認活動などを実施する。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・活動者数(集計中) ・援助世帯数(集計中) ※9月頃に取りまとまる予定 <p>【参考:H30年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動者数:10,984人 ・援助世帯数:71,640世帯
70	保健福祉局	総務部	総務課地域福祉推進係	渡邊	211-2932	民生委員・児童委員活動	5-(2)	民生委員・児童委員が、地域住民からの各種相談に応じ、高齢者や障がい者などへの訪問により、見守り・安否確認など様々な活動を通じ、地域福祉の増進を図る。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・定数:2,970人 ・相談・支援件数:集計中 ・訪問回数:集計中 ・関係機関との連絡回数:集計中 ※7月頃に取りまとまる予定 <p>【参考:H30年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談・支援件数:46,177件 ・訪問回数:685,273回 ・関係機関との連絡回数:64,751回

令和元年度実施状況調査票

様式1

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和元年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
71	保健福祉局	障がい保健福祉部	障がい福祉課	斉藤	211-2936	障がい者あんしん相談運営事業	5-(2)	常設相談窓口を設置し、面談や電話により、障がい者の権利擁護などに係る相談に応じる。また、内容に応じて弁護士による法律相談を行うほか、必要に応じて関係行政機関等へ引継対応を行う。	○	令和元年度の相談件数:2,134件(うち、差別解消法に関わるもの6件)
72	保健福祉局	障がい保健福祉部	障がい福祉課	大坂	211-2936	相談支援事業における障がい者の総合相談支援・権利擁護	5-(2)	障がい者(児)や家族にとっての身近な相談窓口として、障がいに関するあらゆる相談に応じ、相談内容に応じて様々な関係機関と連携しながら、地域生活に必要な情報提供、各種機関の紹介、在宅福祉サービスの利用の援助等の支援を総合的に行う。	○	事業所数市内19箇所。 令和元年度の相談件数:103,257件
73	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	小川	211-2245	消費者訴訟費用の貸付	5-(3)	消費者が、消費生活上の被害について事業者を相手に訴訟を提起する場合など(提起された場合も含む)に、一定の条件の下に訴訟経費を貸し付ける。	—	貸付の申込なし。
74	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	小川	211-2245	消費者団体訴訟の周知	5-(3)	消費者団体訴訟制度について理解を進めるため周知を行い、また、集団的消費者被害回復訴訟が提起された場合には、速やかに情報提供します。	○	札幌市消費者センターHP及び、札幌市公式HPにて、消費者団体訴訟制度に関する紹介ページを設けているほか、適格消費者団体に関するパンフレットを各区役所へ配架依頼を行った。 学校法人に対する受験料等返還訴訟(被害回復訴訟)について、3月6日に東京地裁にて判決結果をSNSで市民に情報発信した。
75	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	小川	211-2245	消費生活審議会の充実	6-(1)	札幌市消費生活審議会の委員に市民からの公募委員を加えることにより、消費者の意見を直接反映させる。	○	2名の公募委員を選任しており、第3次消費者基本計画の進捗管理等について審議を行っている。
76	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	田畑	211-2245	消費者の意見を踏まえた消費者行政の推進	6-(1)	講師派遣講座におけるアンケートや相談事例、市民アンケートなどから把握した消費者意識をふまえ、消費者行政を推進する。	○	講師派遣講座等の実施の際には、受講者等アンケートを実施し、それを踏まえて次回の講座内容等について随時検討を行っている。 また、消費者センターに寄せられる消費生活相談を適宜集計し、件数の多い消費者トラブルなどについて、注意喚起等を行い、トラブルの拡大防止に努めている。

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和元年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
77	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	小川	211-2245	市長申し出制度の活用	6-(1)	市長申し出制度を活用することにより、消費者の権利等の侵害に対して迅速に対応する。	—	平成31年3月5日に受理した申出について、申出内容の事実確認をした結果、当該事案が、事業者間の契約であることが推認されたため、対象外として処理。
78	総務局	広報部	市民の声を聞く課	東、秋元、高見、佐治	211-2042	市政相談事業	6-(1)	市民から寄せられた消費者行政に対する要望・意見・苦情等の声については、内容を十分聞き取りのうえ、文書にして担当部局へ送付し、申出人への回答や事務改善に向けた検討など、内容に応じた適切な対応にあたるよう依頼・調整する。	○	・市役所本庁舎1階市民の声を聞く課及び区役所にて相談を実施 ・令和元年度 37通
79	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係・調査指導係	小川・田畑・佐藤(隆)	211-2245	消費者団体との意見交換会の開催	6-(2)	各消費者団体の活動状況などの情報共有の場として、消費者団体の意見交換会を開催する。	○	適格消費者団体をはじめ、最新の消費生活相談の状況や啓発活動等について消費者団体と意見交換を実施している。 また、1月に公益社団法人札幌聴覚障害者協会及び公益社団法人札幌消費者協会と、聴覚に障がいのある方が消費生活において抱えている問題等について意見交換を行う消費生活相談懇談会を開催。
80	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	田畑	211-2245	消費者の活動との連携	6-(2)	組織的な活動を行う消費者へ、消費生活に関する情報を提供し、各団体との啓発活動などの自主的な取組を促す。	○	・高齢者の被害に多く見られる手口を紹介する「みまもり通信」を作成し、希望する個人や団体にEメールで配信している。 ・団体における取組の場に消費生活推進員をはじめとした講師を派遣し、寸劇や替え唄などのミニ講座を実施(88回)。 ・地域で見守り活動を行っている団体向けに研修を実施(6回)。 ・地域包括支援センターと情報交換会を実施(9回)。
81	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	田畑	211-2245	消費者団体への活動の場の提供	6-(2)	エルプラザに消費者団体として登録した団体に対し、消費者サロンなどを消費者団体活動の場として提供する。	○	エルプラザに登録されている消費者団体に対し、活動の場として、消費者サロンや食材研究室の貸し出しを行っている。
82	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	田畑	211-2245	地産地消など持続可能な消費の実践に向けた啓発の推進	7-(1)	地産地消やフェアトレード、エシカル消費など、持続可能な消費の実践に向けた講座や啓発を実施します。	○	・フェアトレードやエシカル消費をテーマにした消費生活講座や講師派遣講座を実施している。 ・5月に、海洋プラスチック問題に関する消費生活講座を実施。 ・5月に、消費生活とSDGsに関する特別展示を実施。

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和元年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
83	まちづくり政策局	総合交通計画部	都市交通課	津島	211-2492	公共交通の利用促進	7-(1)	公共交通を軸とした交通体系の実現を目指して、「えきバスナビ」の利便性向上を図るほか、市民自らが過度の自動車利用を控え、公共交通へ自発的に転換することを促す取組を進める。	○	「えきバスナビ」により、市民等に公共交通機関の運行情報等を手軽に入手できる環境を提供。 小学生のときから公共交通の重要性を認識し、積極的に利用するという交通行動を身に付けられるよう、「小学校における札幌らしい交通環境学習推進事業」を実施。 市民等が実際に公共交通機関を利用して楽しむイベントを実施。
84	環境局	環境事業部	循環型社会推進課	下坂、中塚、河合、溝口、丸岡	211-2912 211-2928	新スリムシティさっぽろ計画の推進	7-(1)	「新スリムシティさっぽろ計画」に基づき、ごみ減量・リサイクルの推進を図るため、講座や情報発信、リサイクル施設の見学会等を実施するほか、学校における環境教育の取組等を行い、啓発と環境教育を充実させる。	○	別紙1参照
85	環境局	環境事業部	循環型社会推進課	河合、溝口	211-2928	ごみ発生・排出抑制のための行動の実践	7-(1)	食品ロス等のごみ減量につながる行動を展開することを目的に、市民・事業者・札幌市の協働で設立した「ごみ減量実践活動ネットワーク」(通称:さっぽろスリムネット)の一員として、ごみ減量に向けた市民・事業者の具体的な実践活動を支援する。また、リユースの促進やレジ袋削減に向けた取組を推進するほか、環境に配慮した店舗や事業者などの認定・表彰を行う。	○	別紙2参照
86	環境局	環境事業部	循環型社会推進課	中塚、中村、溝口、丸岡	211-2928	市民による自主的な資源化の促進	7-(1)	市民が身近に取り組めるリサイクルの方法として重要なしくみである集団資源回収の促進に取り組むとともに、新聞紙・雑誌・段ボールや廃食油、蛍光灯などのリサイクルを進めるため、回収拠点の利便性の向上に取り組む。また、生ごみ堆肥化器材等の購入支援により、家庭内で実施するごみ減量・リサイクルの取組を支援する。	○	別紙3参照
87	環境局	環境事業部	循環型社会推進課	河合	211-2928	イベントにおけるごみ減量・リサイクルの推進	7-(1)	イベントにおけるごみ減量・リサイクルを進めるため、リユース食器などの貸し出しを行う。	○	リユース食器をイベント主催団体へ貸し出した(リサイクルプラザ事業)。 【貸出件数:5件】
88	環境局	環境事業部	事業廃棄物課	伊藤	211-2927	合併処理浄化槽設置費・維持管理費補助事業	7-(1)	下水道計画区域外の専用住宅に合併処理浄化槽を設置する者又は設置している者に対し、河川等の良好な水環境保全のために、設置費及び維持管理費の一部を補助する。	○	【設置費補助】 補助件数 4件 補助額 3,804千円 【維持管理費補助】 補助件数 118件 補助額 5,324千円

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和元年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
89	環境局	環境事業部	事業廃棄物課	松島	211-2927	ポイ捨て等防止啓発・指導	7-(1)	「札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例」の啓発・指導業務のため、散乱等防止指導員を配置し、喫煙制限区域内での指導・過料徴収及び制限区域外の地下鉄駅周辺や大規模公園等での指導を行う。また条例を周知するため、ポスター掲示、リーフレットの配布などを行い、さらに喫煙制限区域内に路面ステッカーを貼付して周知を図る。	○	①地下鉄駅・車内及び大通公園内の掲示板などにポスター掲示 ②大通公園・すすきの地区で街頭放送を活用して広報実施 ③ポイ捨て防止の周知動画を、札幌駅前・チカホなどで配信 ④喫煙制限区域内の路面ステッカーについて、250枚貼り替え
90	環境局	環境事業部	事業廃棄物課	吉村	211-2927	飲食店等における食品ロス削減の推進	7-(1)	資源の有効活用や環境負荷への配慮から、「食品ロス」(まだ食べられるのに、捨てられる食べ物)を減らすために、飲食店等における食べ残し削減に関する普及啓発活動を行う。	○	飲食店での食べ残しを減らす取組として、2510(ニコッと)スマイル宴を、夏まつりやオータムフェストなどの大型イベントや、忘新年会シーズンにおける大型街頭ビジョンでの動画放映などで啓発した。 また、食べきれなかった食品を持ち帰るためのドギーバッグを普及させるため、留意事項をまとめたガイドライン(札幌試行版)を作成し、市内ホテルの協力を得て、試験的な活用により普及上の課題を整理し、その足掛かりを得た。 さらに、市内飲食店での食品ロス削減の取組状況を把握し、本市施策の検討を行うためのアンケート調査を約13,000件の飲食店に対し実施するとともに、具体的な取組の実践を促した。 これらにより、おいしい食べ切り運動を推進した。
91	環境局	環境都市推進部	環境政策課	野嶋	211-2877	札幌市環境白書の発行	7-(1)	環境に関する情報を広く市民に提供し、環境問題に対する理解を深めてもらうことを目的に、札幌市の環境の状況や環境施策の実施状況等を分かりやすく紹介する。	○	札幌市環境審議会等からの意見を踏まえ掲載内容を見直し、令和2年3月に環境白書本書及び概要版を発行。
92	環境局	環境都市推進部	環境政策課	山田	211-2877	環境保全アドバイザー制度	7-(1)	市民が環境保全について自主的に行う研修会、講演会、自然観察会等にアドバイザーとして委嘱した専門家を講師として派遣する。	○	派遣回数:39回
93	環境局	環境都市推進部	環境政策課	山田	211-2877	環境プラザの運営	7-(1)	札幌市における環境保全活動の拠点施設として、展示物・パンフレット・ホームページ等により省エネルギー・省資源などのエコライフに関する情報発信を行う。	○	常設展示に加え、節電やリサイクルについての講座を実施するなど、エコライフに関する普及啓発を行った。 利用者数:67,295人

令和元年度実施状況調査票

様式1

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和元年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
94	環境局	環境都市推進部	環境政策課	岩田	211-2877	さっぽろキャンドルナイト	7-(1)	企業、市民団体等により構成される実行委員会が主体となり、毎年、夏至の日に、電気に依存しているライフスタイルについて考える機会を提供する「さっぽろキャンドルナイト」を実施する。 レストランの協力や関連イベントの開催、大通周辺企業看板の消灯、名所等の消灯などを行う。	○	・イベント期間：6月上旬～7月上旬 ・メインデー：6月21日(土)20時～22時 ・参加企業・団体数：105
95	環境局	環境都市推進部	環境エネルギー課	横田、佐藤	211-2877	札幌市次世代自動車購入等補助制度	7-(1)	次世代自動車の普及を図るため、天然ガス自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車を購入・リースする事業者への補助を行う。	○	・補助件数：114件 ・補助台数：139台 (次世代自動車：120台、V2H充電設備：19基)
96	環境局	環境都市推進部	環境政策課	岩田	211-2877	札幌市うちエコ診断	7-(1)	省エネや節電に詳しい専門の診断士が、家庭ごとのエネルギー使用状況を「見える化」しながら診断を行い、ライフスタイルの改善などのソフト対策から高効率省エネ機器への買い替え等のハード対策まで、短・中期的な視点からアドバイスや提案を行う。	○	診断件数：294件
97	環境局	環境都市推進部	環境政策課	山田	211-2877	さっぽろスマートシティプロジェクト	7-(1)	ムダなく、賢く省エネ・節電を楽しむ暮らし方「さっぽろスマートライフ」が定着した街を目指し市民に呼びかける。	／	平成29年度で事業終了(啓発の一部は継続)
98	環境局	環境都市推進部	環境政策課	野嶋	211-2877	第2次札幌市環境基本計画の推進	7-(1)	「第2次札幌市環境基本計画」に基づき、持続可能な都市の実現へ向け、市民や、事業者、行政等の各主体による取組の実践を促進するため、積極的な情報発信、連携体制の構築、協働取組の実施等により、市全体での持続可能な資源活用(消費)の促進を図る。	○	2018年3月に策定した「第2次札幌市環境基本計画」に基づき、SDGsの普及等、持続可能な都市の実現へ向けた様々な取組を実施した。
99	環境局	環境都市推進部	環境政策課	岩田	211-2877	環境広場さっぽろ	7-(1)	出展企業・団体の環境保全への取組や、環境に配慮した最先端の技術・製品等の紹介により、主にみらいを担う子どもたちが体験を通して環境についての気づきや学びを得ることができる「みらいを想う総合環境イベント」を開催する。	○	・イベント期間：8月12日(月)、13日(火) 各日10時～17時 ・来場者数：26,088人 ・参加企業・団体数：255企業・団体

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和元年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
100	環境局	環境都市推進部	環境エネルギー課	横田、亀井	211-2872	札幌・エネルギーecoプロジェクト	7-(1)	地球温暖化対策推進に向けた新エネルギー・省エネルギー機器の導入促進のための協働支援事業として、札幌市・エネルギー事業者とのプロジェクトにより補助制度を実施する。	○	・市民向け補助:1,089件※1件の申込に対し複数機種申請可能 ・中小企業者等向け補助:81件※1件の申込に対し複数機種申請可能 ・マンション管理組合向け補助:71件
101	環境局	環境管理担当部	環境共生担当課	寺島、市川	211-2879	生物多様性に配慮したライフスタイルの促進	7-(1)	市民参加型イベントやパネル展の開催、日常での行動例を紹介する「生物多様性さっぽろ実践ハンドブック」の活用により、生物多様性の理解の向上と生物多様性に配慮したライフスタイルの促進を図る。	○	市民参加型の生き物調査「さっぽろ生き物さがし2019」など各種イベントの実施により、子どもから大人まで幅広い層に対し、普及啓発を行った。また、環境関連イベントや環境関連施設等でパネル展を開催し、「生物多様性さっぽろ実践ハンドブック」等の各種リーフレットを配布した。
102	都市局	市街地整備部	住宅課	高橋	211-2807	エコリフォーム促進事業	7-(1)	住宅エコリフォーム条例に基づき、市民の省エネやバリアフリー改修工事にかかる経費の一部を補助する。	○	令和元年度 ・補助件数 941件 ・補助額 119,261千円
103	都市局	市街地整備部	住宅課	若林	211-2807	高断熱・高気密住宅普及促進事業	7-(1)	温暖化対策推進のため、国の基準を上回る高断熱・高気密住宅の基準を定め、この住宅の普及を進めることで、住宅の省エネルギー化を促進し、良質な住宅ストックの形成を図る。	○	令和元年度 ・性能評価件数 新築住宅:104件 ・補助件数 トップランナー:1件(2,000千円/件) ハイレベル:7件(1,500千円/件) スタンダードレベル:86件(800千円/件) ベーシックレベル:10件(300千円/件) 補助総額:84,300千円
104	教育委員会	学校施設担当部	栄養指導担当課	竹腰	211-3833	さっぽろ学校給食フードリサイクル	7-(1)	学校給食の調理くずや食べ残しの生ごみを堆肥化し、その堆肥で育てた野菜の学校給食への提供や、堆肥を活用した教材園等での栽培活動等、「さっぽろ学校給食フードリサイクル」を活用し、食育と環境教育の充実を図る。	○	(1) フードリサイクル作物の学校給食への提供と食育・環境教育を進めている学校 全小中学校301校 (2) 生ごみ回収 回収対象校298校(100%)から回収 (3) フードリサイクル堆肥活用校 204校で実施
105	教育委員会	学校施設担当部	栄養指導担当課	竹腰	211-3833	学校における「地産地消」に関する啓発	7-(1)	学校では、給食で積極的に地場産物を取り入れ、栄養教諭が中核となり教職員と連携を図り、給食時間や各教科等と関連付けながら学校教育活動全体を通して、地産地消について食指導を進める。	○	(1) 学校給食における北海道産食材の使用 北海道産食材の使用割合 77%(平成30年度実績) (2) 地産地消について食指導を進めている学校 全小中学校

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和元年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
106	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	小川・伊藤・田畑・谷村	211-2245	各種講座の充実	8-(1)	消費者の年代や特性に応じた幅広いニーズに柔軟に対応できるよう、消費者庁作成の「消費者教育の体系イメージマップ」を参考に、各種消費生活講座の充実を図る。	○	各種講座や啓発において、消費者教育イメージマップに基づき、それぞれの年代やそれに対応する項目が充実されるように、企画・実施した。
107	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	谷村	211-2245	小・中学校向け派遣講座の充実	8-(1)	小・中学校向けに学校で活用しやすいよう、学校のニーズを反映した講座内容の講師派遣講座を実施する。	○	市内の各小・中学校からの依頼により、学校でのニーズに応じて、教員と講座内容を組み立てる「セミオーダー型」の講師派遣講座を実施した。
108	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	伊藤、田畑	211-2245	大学や専門学校、新社会人向け啓発の充実	8-(1)	若年者の消費者被害の未然防止を図るため、市内の大学、専門学校、企業などと連携し、講師派遣講座の活用の拡大を図るほか、巡回パネル展などの啓発を行う。	○	・4月～5月の間、北海道教育大学札幌校、札幌市立大学桑園キャンパスにおいて、大学生がトラブルに遭いやすい事例についての注意喚起や消費生活相談窓口の案内に係るパネルの展示を行った他、本市新採用職員前期研修においてもパネル展示を行った。 ・大学や専門学校向けに講師派遣講座を行っており、令和元年度は、北海道商科大学や札幌保健医療大学(SMBCコンシューマーファイナンス株式会社札幌お客様サービスプラザと共同)等にて実施した。 ・若者に多いマルチ商法や賃貸アパートトラブルに関する消費者教育・啓発資料を新たに作成し、市内の各大学に配布した。
109	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	伊藤・田畑	211-2245	消費者団体との連携講座の実施	8-(1)	消費者団体が市民を対象とした講座を実施する際に会場を提供するなど、消費者団体との連携を強化し、消費者教育の充実を図るとともに、団体活動に関する市民理解を促進する。	○	(公社)札幌消費者協会が主催する地産地消応援セミナーなど、消費者団体等の実施する本市の消費者行政と関わりの深い事業について、会場提供及び広報協力を行った。 10月に、日本消費者教育学会との共催により、「消費者市民としてのSDGsへの責任」と題したフォーラムを開催。 また、関係団体が開催する講座等の名義後援を行い、消費者センターホームページやさっぽろ暮らしまなBOOK、ツイッター等による周知等の協力を行った。
110	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	伊藤・田畑	211-2245	さっぽろ暮らしまなBOOKホームページの運営	8-(1)	市内企業や行政機関等が実施している消費者教育に関する取組をまとめた「さっぽろ暮らしまなBOOK」ホームページを運営し、様々な取組みを市民に紹介するとともに、新たな消費者教育の取組みの発掘を行う。	○	市の後援名義事業などに対して、さっぽろ暮らしまなBOOKへの掲載を呼び掛けるなど、機会のあるごとに、市以外の消費者教育の情報の収集・公開に努めている。 また、まなBOOKに掲載された取組については、ツイッター等のSNSにて広く情報発信した。
111	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	小川・伊藤	211-2245	若年者向け消費者教育教材の作成・配布	8-(1)	小、中、高等学校や大学等の教育機関が消費者教育に取り組みやすくなるため、授業等で活用できる消費者教育の教材の作成又は提供を行う。	○	・4月に、消費者庁が作成した高校生向け教材「社会への扉」を、市立高校へ送付した。 ・令和元年7月に、高校生向けの教材「クロサギ～若者の消費生活トラブル回避のための～自己防衛ハンドブック」等を市内の各高校へ送付した。 ・大学向けの教材について、各大学からのアンケート結果等に基づき、より活用が容易な消費者教育・啓発資料を新たに作成(監修:特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道)し、市内の各大学に配布した。 ・小学5・6年生向けの消費者教育教材を作成(協力:北海道小学校家庭科教育連盟、監修:公益社団法人札幌消費者協会)。次年度配布予定。

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和元年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
112	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	田畑	211-2245	体験テスト講座	8-(1)	学校や市民グループなどからの依頼に応じ、食に関するものなど消費生活に関するテーマについて実験・実習を取り入れた講座を開催する。	○	水や糖度、食味などについて、実験を通して学べる体験テスト講座を実施。また、12月には、親子向けに、LED電球を作成及び電気の資源などについて学ぶ講座を実施。
113	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	田畑	211-2245	講師派遣講座の充実	8-(1)	小・中・高等学校、大学、専門学校等の各種教育機関に対し、講師を派遣し、若年者の消費者被害の防止のための講座を開催する。	○	・問題商法等をテーマに、教育機関向けに講師派遣講座を実施。 ・6月に、北海道教育大学札幌校にて、マルチ商法や賃貸アパート問題等に関する派遣講座を実施(大学生のための消費生活入門を一部使用)。 ・下半期に、成年年齢引き下げに対応するため、消費者庁が作成した教材「社会への扉」を使用した講師派遣講座を企画するも、市立高校からの申込がなかった。しかし、教材活用調査において、多くの高校が単独で教材を活用できていることが判明。
114	教育委員会	生涯学習部	生涯学習推進課	砂沢	211-3871	さっぽろ市民カレッジ	8-(1)	市民の学習ニーズに対応し、自発的な学習を支援するため、札幌市生涯学習センターなどで学習機会の提供を行う。本事業の学習コースの1つである「生活・消費コース」において、消費者問題など様々なテーマを取り上げ、実生活に役立つ内容の講座を実施する。	○	「生活・消費コース」を中心に、消費者の権利に係る法律を取り上げた講座や、安全に資産を運用するための講座を計3講座実施した。 (講座名) ・使いどころ満載！新聞は情報の宝庫～その新たな可能性～ ・私たちの生活に役立つ法律知識 ・資産運用の基礎
115	教育委員会	学校教育部	教育課程担当課	阿部	211-3891	学校教育における消費者教育の推進	8-(1)	学習指導要領に基づき、小学校社会科及び家庭科、中学校技術・家庭科(家庭分野)及び社会科(公的的分野)等において、「身近な消費生活と環境」や「身近な消費者問題及び社会課題の解決や公正な社会の形成」等について取り上げ、身近なものの選び方や買い方、消費者としての権利や責任、環境に配慮した生活の工夫等に関する学習を推進する。	○	小中学校において、社会科や家庭科、技術・家庭科(家庭分野)、総合的な学習の時間や道徳教育等で、身近な消費生活、消費者の権利や責任、消費生活・環境についての課題等に関する学習を実施した。
116	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	小川、伊藤、田畑、谷村	211-2245	消費生活に関する情報提供内容の充実	8-(2)	悪質商法等の消費者トラブルや製品事故など消費生活に関する情報について、ホームページやSNS、市の広報誌への掲載により発信するほか、啓発資料を通して情報提供を行う。	○	・ホームページやポータルサイト「さっぽろ暮らしまなBOOK」において、各種の情報提供(消費者教育情報、相談事例、審議会等)を実施した。 ・札幌市のイベント情報冊子、地下鉄掲示板、SNS等において消費者トラブルや啓発に関する情報提供を行った。 ・プレスリリースや、関係機関が作成した啓発資料を活用し、適宜情報提供を行った。
117	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	伊藤	211-2245	「消費者月間」事業の実施	8-(2)	消費者啓発の一層の推進を目的として定められる、毎年5月の「消費者月間」における事業として、特別パネル展や専門講師による特別講演などを実施する。	○	・持続可能な消費をテーマに、消費者月間特別講座と、特別展示を実施した。 ・北海道との共催により、地下歩行空間で街頭啓発(悪質商法・特殊詐欺被害防止キャンペーン)を行った。 ・消費者庁作成の消費者月間ポスターを、地下鉄駅構内の他、市関連施設に掲出した。

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和元年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
118	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	田畑	211-2245	消費者センター展示コーナーからの情報発信	8-(2)	消費者センター展示コーナーにおいて、商品選択に必要な基礎的な知識や暮らしに役立つ知識の普及と啓発を行う。	○	各種リーフレットや石油製品小売価格等の啓発資料を常置している他、様々なトピックをテーマとした特別パネル展も実施した。
119	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	田畑	211-2245	消費者トラブルの啓発冊子等の作成	8-(2)	悪質商法等による消費者トラブルの未然防止のため、悪質商法等の事例と対処方法を紹介したパンフレット等を作成、配布する。	○	特商法や消契法について分かりやすくまとめた冊子「消費者トラブルに備えよう!」と悪質な消費者トラブルとその対処方法を一覧にした冊子「こんな手口に気をつけよう」といった啓発物を、講師派遣講座の派遣先などに機会のあるごとに配布した。
120	市民文化局	市民自治推進室	市民自治推進課	長谷川	211-2253	地域における消費者啓発の推進	8-(2)	区で実施しているイベントや高齢者へ向けた講座などにおいて、悪質商法や訪問販売等のトラブル予防対策などの講義や啓発活動を実施する。	○	各区において、高齢者教室等で消費者トラブルに関する講義を実施したほか、特殊詐欺防止などのための啓発品を作製し、地域のイベント等で配布した。
121	保健福祉局	保健所	健康企画課	奥村	622-5151	外食料理及び加工食品の栄養表示推進事業(1)	8-(2)	ア 食育に関する会議の開催 外食料理栄養成分表示の推進事業を市民団体、企業等に理解してもらうこと、事業の効果的な進め方に助言を得る。	○	「札幌市食育推進会議」 令和元年度 1回開催
122	保健福祉局	保健所	健康企画課	奥村	622-5151	外食料理及び加工食品の栄養表示推進事業(2)	8-(2)	イ 「栄養成分表示の店」の普及 飲食店等が市民の健康に配慮した食事の提供が図れるように、「栄養成分表示」や「健康に配慮したメニュー」を行っているお店を募集し、登録証明書(ステッカー)を交付する。	○	○「栄養成分表示の店」 登録店舗数(令和2年3月31日時点) 1,630店 ○インターネットを利用した情報提供 「栄養成分表示の店」等登録店の掲載
123	保健福祉局	保健所	食の安全推進課	玉上	622-5174	食品衛生に関する情報の提供	8-(2)	食品衛生情報誌「キッチンメール」の発行、各種ハンドブックやパンフレット等の配布、食品衛生パネル展や講習会等の開催、ホームページへの情報掲載等により、食品衛生に関する最新の情報の提供や、正しい知識の普及啓発を図る。	○	キッチンメールを2回(各10,000部)発行し、配布した。また、「春の山菜展」「食のまち・さっぽろフェスト」等を開催して、市民に広く食品衛生情報を提供した。各種ハンドブックの配布や講習会の開催も継続して実施している。

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和元年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
124	保健福祉局	保健所	食の安全推進課	木曾	622-5174	食中毒警報の発令	8-(2)	近年市内においてカンピロバクターやノロウイルスによる食中毒が多発していることから、食中毒の発生が危惧される時期には、食中毒警報やノロウイルス食中毒注意報を発令し、市民、食品営業者などに注意喚起する。	○	【食中毒警報】 ・6月～9月の間、計14回、延べ33日間発令した。 【ノロウイルス食中毒注意報】 ・5月28日～6月10日及び平成31年1月23日～平成31年3月31日の間発令し、ノロウイルスによる食中毒の注意喚起を図った。 【ノロウイルス食中毒警報】 平成30年12月26日～平成31年1月22日の間発令した。
125	保健福祉局	保健所	環境衛生課	竹田	622-5182	環境衛生等に関する啓発事業	8-(2)	環境衛生に関する啓発事業を継続的に実施し、衛生害虫等の発生や駆除方法、シックハウス対策やその他室内環境の改善方法などの正しい知識を市民に広く知らせていく。	○	【情報パネル展の開催】 ハチに刺されないために (5～7月に各区1週間程度 6区で開催) スズメバチってどんなハチ??? (イオンモール札幌発寒 6/22-23開催)
126	経済観光局	農政部	農業支援センター	阿部	787-2220	農産物ブランド力・流通力強化支援事業	8-(2)	安全・安心に生産された札幌産農産物のブランド力向上を図るとともに、札幌市民による消費・活用が拡大するよう、札幌産農産物のPRを実施する。	/	さっぽろとれたてっこ認証制度が地域ブランドに移行したことに伴い事業廃止。なお、パネルの貸出しなどの一部は啓発は通常業務として継続。
127	経済観光局	中央卸売市場	管理課	加藤	611-3111	各種料理教室の開催	8-(2)	料理を通じて水産物や青果物に対する知識を深めてもらうこと等を目的に、卸売業者、仲卸組合、小売組合等が共同で運営する団体が、一般、親子、夫婦、男性を対象にした各種料理教室を、中央卸売市場や区民センター等で開催する。また、市内の保育園や小学校に向いて授業や調理実習を行う。	○	料理教室の開催：全11回
128	消防局	予防部	予防課	熊崎	215-2040	住宅防火対策(1)	8-(2)	ア 高齢者防火対策連携事業 福祉行政や在宅福祉サービス事業者等との連携協力により、高齢者への注意喚起等を通じた火災被害の軽減を図る。	○	前年度から継続してホームヘルパー向け防火出前講座を実施するとともに、消防局庁舎での介護サービス従業者への集合研修会を開催した。 【472事業所(前年比381事業所増)】
129	消防局	予防部	予防課	鹿野	215-2040	住宅防火対策(2)	8-(2)	イ 住宅用火災警報器設置促進・維持管理広報 住宅用火災警報器の設置促進と適切な維持管理について広報の強化を図る。	○	○民間企業(12企業3団体)との協力により、顧客へのちらし配布や企業広報誌等を活用した火災予防広報の実施(「暮らしの火の用心協力隊」プロジェクト) ○住宅関連団体と連携して団体所属の会員ヘリーフレット等を配布し、建物所有者やマンションの管理組合などに対する、住警器設置・本体交換・点検等の周知を実施 ○札幌市消防音楽隊コンサート等の機会をとらえ、住警器の日常点検・本体交換推進の広報等を実施

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和元年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
130	消防局	予防部	査察規制課	向	215-2050	危険物の安全確保の推進	8-(2)	「危険物安全週間」(毎年6月 全国的展開)において、快適で安全な環境づくりを目的として、ポスターの掲出及びリーフレットの配布などの各種イベントを実施し、市民生活に浸透している危険物(ガソリン、灯油等)の安全に関する情報提供及び適正な取扱い方法などの啓発を図る。	○	○危険物安全週間(6月第2週)に合わせて、灯油ホームタンクの維持管理について掲載したちらし(5,500枚)を作成し、査察、予防行事及び街頭啓発等により市民等に配布した。 ○安全週間期間中に、10区役所掲示板に啓発ポスターを掲出した。また、札幌駅前通地下広場等3か所に設置された大型ビジョンを活用し、市民生活に身近なホームタンクからの危険物流出事故の発生について情報を発信した。
131	消防局	予防部	査察規制課	大石	215-2050	違反公表制度による情報提供	8-(2)	ホテル、物品販売店や病院など不特定多数の人が利用する建物で、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備のいずれかが消防法令において設置義務があるにもかかわらず未設置の対象物について、札幌市公式ホームページに公表し、利用者へ防火安全に対する情報を提供を行う。	○	令和元年度中、23件の建物の情報を新規に公表した。 3月末時点で、ホームページに11件の建物の情報を公表中である。
132	消防局	予防部	査察規制課	山本	215-2050	札幌市消防局法令適合情報提供サービスによる情報提供	8-(2)	社会福祉施設等及び宿泊施設において、消防職員の査察の結果、消防法令に適合している消防法令上優良な施設をホームページに公表し、利用者へ防火安全に対する情報を提供を行う。	○	前年度からの公表件数は159件増加した。 3月末時点で、社会福祉施設等は1475件、宿泊施設346件の施設情報を札幌市公式ホームページに掲載し、公表している。
133	消防局	予防部	査察規制課	大石	215-2050	防火対象物定期点検報告制度	8-(2)	一定の規模、用途の防火対象物に対して、防火管理の状況及び消防用設備等の設置・維持管理等に係る消防法の規制事項について、1年に1回点検を行わせるもので、全ての点検基準に適合している防火対象物については「防火基準点検済証」を表示することができる。また、一定要件を満たす防火対象物に対しては防火対象物定期点検報告を3年間に限り免除する特例認定の制度があり、認定を受けた防火対象物については「防火優良認定証」を表示することができる。この表示により利用者へ防火安全に対する情報を提供を行う。	○	全市の防火対象物点検報告数は1,194件となっており、防火対象物点検報告特例認定している件数は590件となっている。
134	消防局	予防部	査察規制課	山本	215-2050	札幌市防火優良対象物表示公表制度	8-(2)	申請のあったホテルや旅館等の宿泊施設について、消防機関が消防法令、建築基準法令等の適合状況を審査し、一定の基準に適合した宿泊施設に対して表示マークを交付するとともに、表示マークを交付した宿泊施設の情報を札幌市公式ホームページにおいて公表し、利用者へ防火安全に対する情報を提供を行う。	○	前年度から公表件数は2件増加した。 3月末時点で、79件の宿泊施設に表示マーク(金マーク60件、銀マーク19件)を交付し、札幌市公式ホームページ上で公表している。

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和元年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
135	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係・調査指導係	田畑、佐藤(隆)	211-2245	専門的関連団体との連携	9-(1)	弁護士会との合同勉強会など、他の専門的関連団体との連携を行う。	○	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口寄せられた高度な法律の解釈が必要となる案件などについて、弁護士と勉強会を行い、業務の参考とした。 1月に、学校の教員等を対象とした消費者教育講座について、北海道小学校家庭科教育連盟と共催(後援:北海道)で実施。 消費生活相談窓口寄せられた高度な法律の解釈が必要となる案件などについて、弁護士と勉強会を行い、業務の参考とした。
136	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	佐々木	728-2111	事業者団体との情報共有	9-(1)	消費生活に関わりのある事業者団体などが主催する会議に出席して意見交換・情報共有を行い、消費者施策の充実、改善を図る。	○	<ul style="list-style-type: none"> 北海道地区新聞公正取引協議会道央支部協議会「勉強会」(2019年9月) 北海道電気通信消費者支援連絡会①【北海道総合通信局(2019年9月)】 ⇒ 上記連絡会において、「札幌市不当な取引行為に該当する行為の基準を定める規則」の逐条解説を配付した。 ※2020年3月に予定していた北海道電気通信消費者支援連絡会②については、新型コロナウイルスの影響により中止となった。【再掲】 2019年度せいほ意見交換会【(一社)生命保険協会札幌協会(2019年11月)】 そんぼ消費者安心懇話会【(一社)日本損害保険協会(2020年1月)】 引越運送利用者保護に関する連絡会議【(一社)札幌地区トラック協会(2020年2月)】 札幌地区「消費者センターと自動車業界団体との懇談会」【(一社)自動車公正取引協議会(2020年2月)】
137	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	田畑	211-2245	消費生活サポーター団体等と連携した啓発の推進	9-(1)	消費生活サポーター団体等の自主的に消費者教育や啓発に取り組む事業者等と連携して、啓発活動等を推進する。	○	<p>「みまもり通信」を毎月各団体・個人サポーターへ配信し、職場での掲示や研修、地域での啓発等に活用していただいた。</p> <p>また、団体サポーターとは個別に啓発活動において連携しているほか、個人サポーターについては、地域での見守り活動の参考となるように、フォローアップ研修を実施した(団体サポーター累計登録数:12、個人サポーター累計登録数累計:103人)。【再掲】</p> <p>■活動例(団体サポーター)</p> <ul style="list-style-type: none"> 5月に、北海道立消費生活センターと共催した地下歩行空間での街頭啓発において、(株)ダスキンクリーン・ケア営業本部北海道地域本部が作成した啓発物を展示。 6月に、札幌市老人クラブ連合会と、「消費生活・見守りサポーター養成講座」を共同で開催。 9月に、札幌保健医療大学にて、SMBCコンシューマーファイナンス株式会社札幌お客様サービスプラザと共同でクレジットカードや契約に関する講座を実施。 1月に、北海道丘珠高等学校にて、、SMBCコンシューマーファイナンス株式会社札幌お客様サービスプラザと共同で金融トラブル等に関する講座を実施。 日本生命保険相互会社札幌支社には、みまもり通信を紙媒体でも送付。

令和元年度実施状況調査票

様式1

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和元年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
138	子ども未来局	子ども育成部	子どもの権利推進課子ども活動係	今井	211-2942	こどものまちミニさっぽろ事業	9-(1)	子どもが働いて得た仮想通貨を使用して、自分の判断で主体的に商品やサービスを選別し買い物をする市内及びさっぽろ連携中枢都市圏の小学3・4年生を対象とする職業体験イベントを開催する。	○	令和元年度は、10月5日(土)～6日(日)にアクセスサッポロにて開催。両日で3,315人の子どもが参加し、会場内に設置した58のブースで体験活動を行った。
139	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	伊藤	211-2245	北海道との連携の推進	9-(2)	北海道立消費生活センターとの情報交換会や、共催による啓発事業等を実施します。	○	・4月に、北海道、北海道立消費生活センター、札幌消費者協会との4者による情報交換会を行い、互いに予定している啓発の取組などについて情報共有を図った。 ・5月に、北海道立消費生活センターと共催して、地下歩行空間で「悪質商法・特殊詐欺被害防止キャンペーン」と題して街頭啓発を行った。 ・6月に、北海道・国民生活センターと共催で、相談員向け研修を実施した。 ・8月に、北海道が主催した、消費者被害防止対策連絡会議に参加し、北海道、道警、経済産業局等と、最新の消費生活相談の状況等について情報交換を行った。 ・2月に、北海道消費者被害防止ネットワーク定例会議に参加し、北海道、道警等と高齢者等の消費者被害について情報共有を行った。
140	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	伊藤	211-2245	消費者庁及び国民生活センターとの連携の推進	9-(2)	消費者庁や独立行政法人国民生活センターが発表する注意喚起情報等を消費者センターホームページなどで周知します。	○	消費者センターHPのトップページ等に、消費者庁や国民生活センターが発表する注意喚起情報について掲載した。
141	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	谷村	211-2245	消費者問題等に係る関係行政機関との連携	9-(2)	国や北海道などが主催する会議に随時参加し、主催者及び参加自治体などとの情報交換などを行う。	○	各会議に出席し、情報交換を行った。 (出席会議) ・都道府県等消費者行政担当課長会議 ・全国消費生活センター所長会議 ・大都市消費者行政担当部課長連絡会議 ・消費者行政ブロック会議及び東北・北海道ブロック消費生活センター所長会議 ・北海道都市消費生活行政連絡協議会

別紙1

別紙1 新スリムシティさっぽろ計画の推進

1. 講座や情報発信

出前講座や、啓発施設でのイベント、教室、講座の開催などを通じて、ごみ減量・リサイクルの取り組みに関する普及啓発を行った。

●出前講座・出前教室の実施

出前講座【実施回数:136回 参加者:12,467人】

出前教室【実施回数:115回 参加者:8,117人】

●リサイクルプラザ宮の沢

【教室・講座などの開催回数:212回、参加者数:17,361人】

【情報誌発行部数:38,400部】

●広報さっぽろや札幌市ホームページによる情報提供

●ごみ減量キャンペーン(テレビ番組、ポスター、SNS等による広報)

2. リサイクル施設の見学会等

●「ごみ処理施設等の見学会」

清掃工場(3工場計) 【実施回数:121回 参加者:7,474名】

ごみ資源化工場 【実施回数:8回 参加者:53名】

プラスチック選別センター【実施回数:52回 参加者:1,840名】

雑がみ選別センター 【実施回数:4回 参加者:33名】

中沼資源選別センター 【実施回数:49回 参加者:1,694名】

駒岡資源選別センター 【実施回数:30回 参加者:1,015名】

リサイクルプラザ宮の沢事業 【実施回数:2回】

3. 学校における環境教育の取組等を行い、啓発と環境教育を充実させる。

●「買い物ゲーム」等の出張講座を開催(「さっぽろスリムネット」事業)

【実施回数:28回 参加者:793人】

別紙2

別紙2 ごみ発生・排出抑制のための行動の実践

1. 「ごみ減量実践活動ネットワーク」への支援

●生ごみの減量・堆肥化を説明したDVDの貸出

●生ごみ堆肥を、清掃事務所と地区リサイクルセンターで受け入れ、回収後に二次処理を行い、廃棄物の減量化に努めた。

【受入数:1697.3kg】

●エコイベントの実施

●フォーラムの実施

【R2年3月に開催予定だったが新型コロナの影響により中止】

2. リユースの促進に向けた取組

リユースプラザにおいて、リユース家具の展示提供、ごみ減量講座などの開催及び各種イベントへの参加・開催などを通じ、市民に対し、リユース・リサイクルについての情報発信を行った。

【来場者数:37,320人、開催日数:283日、提供個数:2,495個】

3. レジ袋削減に向けた取り組みの推進

計画記載番号2-(2)再掲

4. 環境に配慮した店舗や事業者などの認定・表彰

容器包装の簡素化を実践している商品を「容器包装簡素化大賞」として表彰し(主催:北海道容器包装の簡素化を進める連絡会)、事業者の取組みを市役所ロビーにおいて展示し、市民に広く周知した。

別紙3

別紙3 市民による自主的な資源化の促進

1. 集団資源回収の促進

集団資源回収

【回収量:45,390t、奨励金交付団体数:4,296団体】(R1実績)

2. 回収拠点の利便性の向上

●蛍光灯回収拠点

【220カ所】

●古紙回収ボックス

【19カ所】

●「eco(エコ)ボックス」の設置

【37カ所】

●古紙回収協力店

【117カ所】

●ダンボール回収協力店

【67カ所】

●古紙を回収するコンビニエンスストア

【セイコーマート(市内全店)】

●廃食油回収拠点

【370カ所】

●小型家電

【回収ボックス36カ所 回収拠点19カ所】

●古着回収拠点

【80カ所】

●生ごみ堆肥回収拠点

【10カ所】

●地区リサイクルセンター

【4カ所、22品目回収】

3. 生ごみ堆肥化機材などの購入支援

●電動生ごみ処理機の購入助成

【助成台数:311台】

●コンポスターなどの購入助成

【助成数:316個】

●生ごみ堆肥化セミナーの開催及び堆肥化基材の配布

【セミナー:40回、堆肥化基材配布数:784袋】

●生ごみ堆肥化学習会などへの講師派遣

【派遣回数:11回、参加者数:284人】

●生ごみの減量・堆肥化を説明したDVDの貸出